5	几	分	Ø	種	類	免許取消処分
5	几	分	年	月	日	令和3年1月20日
	商 号 又 は 名 称 (法人の場合は法人番号)					es ARCHITECT株式会社 (法人番号9120001196107)
	什	ť	表		者	山本 優一
	免許証番号及び免許年月日				<b>F</b> 月日	大阪府知事(1)第61633号 令和2年2月20日
	主たる事務所の所在地					大阪市城東区

被処分者の役員が、宅地建物取引業法(以下「法」という。)第5条第1項第6号に該当した。 このことは、法第66条第1項第3号に該当する。